

リモートセンシング研究会

小塚莊一郎

(学習院大学教授・慶應義塾大学訪問教授)

リモート・センシング原則

- 1986年国連決議
 - 第4原則 リモート・センシング活動の自由
 - 被探査国の同意不要
 - 第12原則 データに対するアクセス権
 - 非差別的な条件＝被探査国の優先権否定
 - データのレイヤによる区別

データのレイヤ

一次データ Primary data	非差別的な 基礎	合理的な価 格条件 ?	民間企業が 収集した データにもア クセス権？	データに対する 収集者の権利？
処理済み データ Processed data	非差別的な 基礎	合理的な価 格条件 ?		
解析された 情報 Analyzed information	(同様の基 礎)	(同様の条 件)	探査国が情 報占有 利用可能で あること	



データの客体
によるコント
ロール

データの収
集・利用の
自由

データの主体
によるコント
ロール

被探査国
の優先権・
同意権

被探査国
のアクセ
ス権

契約自由
(契約しな
い自由)

収集事業
者の知的
財産権

地理空間情報活用推進基本法
(NSDI法)

個人情報保護

知的財産権

地理空間情報
の活用の
推進

NSDI法
15条

著作権？
営業秘密？

地理空間情報は国民生活の
向上・国民経済の健全な発
展の不可欠な基盤

リモートセンシング活動とプライバシー

- プライバシーの権利 vs 個人情報保護
 - プライバシー＝一般法理(憲法、民法)――利益衡量
 - 個人情報保護＝制定法による規制(個人情報保護法)
――個人識別性を持つ情報・データの取扱いに関する行為規制
- 衛星画像の個人識別性: 分解能に依存
- プライバシーポリシーの必要性(有益性)
- 販売者の責任(著作権判例の「カラオケ法理」)

衛星画像の著作物性

- 著作権による保護:「著作物」にあたることが前提
 - 創作性の要件(表現の自由とのバランス)
 - 実用的な著作物の場合——「選択の幅」理論
- 機械撮影の写真
 - 被写体、アングル等の特定の有無
- 問題状況の相違?——他者の表現の自由よりも(被撮像国等の)アクセスの自由
 - 著作物に当たらない場合の撮像者の権利は?